

## ○海部地区急病診療所組合の組織に関する規則

(平成13年2月23日)  
規則第1号

改正 平成19年8月23日 規則第4号  
平成21年9月7日 規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、海部地区急病診療所組合の事務局の組織について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 海部地区急病診療所組合に次の課及び係を置く。

総務課、総務係、財務係

(事務分掌)

**第3条** 前条の課及び係の事務分掌は、別表のとおりとする。

(事務局長)

**第4条** 事務局長は、職員又は嘱託員をもって充てる。

2 事務局長は、管理者の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

(課長)

**第5条** 課に課長を置き、職員をもって充てる。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(課長補佐)

**第6条** 課に課長補佐を置き、職員をもって充てる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受けて課の事務を処理する。

(係長)

**第7条** 係に係長を置き、職員をもって充てる。

2 係長は、上司の命を受けてその係に属する事務を処理する。

(主任)

**第8条** 前条に定めるもののほか、係に主任を置くことができる。

2 主任は、職員をもって充て、特に上司が命ずる事務を処理する。

(事務の所管の決定)

**第9条** 分掌事務が明らかでないときは、上司の決定を受けるものとする。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月23日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

### 総務課

#### 総務係

- (1) 機密に関すること。
- (2) 渉外に関すること。
- (3) 職員の服務、進退、賞罰及び身分に関すること。
- (4) 職員の人事及び給与並びに旅費に関すること。
- (5) 公平委員会に関すること。
- (6) 退職給与及び職員の共済に関すること。
- (7) 職員の研修及び教養に関すること。
- (8) 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (9) 公務災害（通勤による災害を含む。）に関すること。
- (10) 公告式に関すること。
- (11) 重要な企画及び総合調整に関すること。
- (12) 条例、規則等に関すること。
- (13) 公印の管守に関すること。
- (14) 文書の收受及び発送に関すること。
- (15) 完結文書の整理保存に関すること。
- (16) 組合議会に関すること。
- (17) 事務引継ぎに関すること。
- (18) 訴訟事件の対応に関すること。
- (19) 事務の近代化に関すること。
- (20) 組合構成町村との連絡調整に関すること。
- (21) 組合運営協議会に関すること。
- (22) 運営委員会（三師会）との連絡調整に関すること。
- (23) 課の庶務に関すること。

#### 財務係

- (1) 組合財政全般の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 予算の編成及び予算統制並びに決算に関すること。
- (3) 窓口収納に関すること。
- (4) 支払事務に関すること。
- (5) 組合債に関すること。
- (6) 一時借入金に関すること。
- (7) 組合財産に関すること。
- (8) 監査委員に関すること。
- (9) 物品の管理及び災害共済に関すること。
- (10) 物品の購入に関すること。
- (11) 薬品の購入、管理に関すること。
- (12) 貸与品に関すること。

- (13) 基金に関すること。
- (14) 契約に関すること。
- (15) 建築営繕に関すること。
- (16) 診療所の管理に関すること。
- (17) 機械器具の整備保全に関すること。
- (18) その他財務に関すること。